

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和5年4月14日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和4年度第4回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000413 令和2年8月4日(東京都) 令和2年9月7日	ヘッドライヤー	EH5414	松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社) (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品内部を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は外観に焼損は認められなかったが、本体コードブッシュ内に配置されたゴムチューブが、ブッシュより外に移動して露出していた。 ○本体内部は、電源リード線が、電源スイッチの固定板との接続部で断線し、断線部は溶融痕が認められ、断線部近傍の樹脂製本体ケースが溶融、汚損していたが、他の部分に異常は認められなかった。 ○電源スイッチは、断線した電源リード線接続部にはんだが残存しており、接続部近傍のスイッチ本体樹脂部に溶融が認められた。 ○取扱説明書には、「コードを、無理に曲げたり、引っ張ったりしない」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源コードに過度の引っ張りや曲げの力が加わったことため、製品内部の電源リード線に繰り返し応力が加わり、リード線とスイッチ端子の接続部で断線、スパークが発生して異常発熱した可能性が考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
2	A202100067 令和3年2月21日(神奈川県) 令和3年4月23日	携帯電話機(スマートフォン)	SO-02J(株式会社 NTTドコモブランド)	ソニーモバイルコミュニ ケーションズ株式会社(現 ソニー株式会社)(株式会 社NTTドコモブランド)(輸 入事業者)	(重傷1名) 当該製品を充電中、使用 者が就寝したところ、当該 製品が手に接触し、低温 火傷を負った。	○当該製品に焼損は認められなかった。 ○当該製品は確認できず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○取扱説明書には、「充電中は温度が高くなるので、眠ってしまう等して、意図せず長時間触れることがないように注意する。温度の高い部分に長時間触れると低温火傷の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A202100092 令和3年3月12日(東京都) 令和3年4月30日	電動アシスト自転車	A6D84	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、折れたブレーキが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品のハンドルロックのケースは事故発生時に転倒した際に破損し、転倒時にハンドルがロックした感触はなかったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)で、ハンドルロックケースが破損していたが、当該機構の動作に異常は認められなかった。 ○前ブレーキ(キャリパブレーキ)は、固定用の貫通ボルトが破断して本体から外れており、破断面は疲労破壊であったが、貫通ボルトの軸部分は未回収で確認できなかった。 ○前ブレーキのブレーキブロックが偏摩耗しており、前ブレーキを取り付けていた前ホークの接触面に摩耗痕が認められた。 ○当該製品の前輪は事故発生日の約2か月前に販売店にて交換していたが、前ブレーキは純正品を継続して使用していた。 ○当該型式品のブレーキは、2014年7月生産分から、貫通ボルトの軸径を5.7mmから6.0mmに、貫通ボルトの破断部のねじ径をM7からM8に変更し、貫通ボルトの破断が生じた小判型ナット部はナットの厚みを上げ、端部に座ぐり加工を追加する設計変更をしていたが、当該製品のブレーキは2013年10月に生産されており、設計変更前のものであった。 ●当該製品は、前ブレーキを固定している貫通ボルトに緩みがあったため、制動時に繰り返し加わる応力で貫通ボルトが破断し、外れた前ブレーキを前輪に巻き込んだため事故に至ったものと推定されるが、貫通ボルトが緩んだ原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A202100111 令和3年5月2日(大分県) 令和3年5月17日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	JH-G514	シャープ株式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、外郭筐体に焼損は認められず、製品内部の焼損が著しかった。 ○製品内部のDC-DCコンバーターの入力スイッチ4個中の3個で入力スイッチが焼損しており、入力スイッチの接点金具に熱変色が認められた。 ○焼損したDC-DCコンバーターの3個のうち1個は焼損が著しく、また残りの2個について、接点金具付近にほこりと推定される異物の侵入が認められた。 ○当該製品は、屋外外壁の軒下に15年設置していたが、事業者による修理、点検の履歴はなかった。 ●当該製品は、DC-DCコンバーターの入力スイッチ内部にほこりが侵入、付着したことにより、接点部で接触不良が生じて異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A202100209 令和3年6月13日(山形県) 令和3年6月23日	乳幼児用椅子(ゆりかご兼用)	116989	コンビ株式会社(輸入事業者)	(死亡1名) 当該製品を使用中、幼児(1歳)が転落し、うつぶせの状態で見えられ、死亡が確認された。	○当該製品から落下、うつぶせの状態での死亡が確認されたが、死因は警察から開示されなかった。 ○使用者の身体的特徴、当該製品の設置状況及び使用状況の詳細は、確認できなかった。 ○当該製品は確認できなかった。 ○当該型式品はSGマークが貼付されている。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
6	A202100530 令和3年8月28日(神奈川県) 令和3年10月13日	電動工具(ブロアー)	PH2204	SIS株式会社(輸入事業者)	(火災) 工場で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	○当該製品はスイッチトリガーを引いてからストッパーを押すと、指を離しても連続運転が可能な製品であり、事故発生時、使用者は当該製品を連続運転状態にしたままその場を離れ、約1時間後に出火した。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭は焼失していた。 ○モーター用の電源線に断線が認められたが、断線箇所の詳細は確認できなかった。 ○モーター、スイッチトリガー及びコンデンサーは焼損していたが、詳細は確認できなかった。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ○取扱説明書には、「30分以上の連続運転は行わない。故障の原因になる。」、「当該製品は手持ちでの作業を想定した製品のた め、据え置きでの連続運転はしない。事故の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、モーター付近で異常発熱して出火した可能性が考えられるが、当該製品の詳細が確認できず、事故発生以前の詳 細な使用状況も不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A202100531 令和3年10月3日(東京都) 令和3年10月13日	電動アシスト自転車	HY6C37	ブリヂストンサイクル株式 会社	(火災) 当該製品のバッテリーを 充電中、異臭がしたため 確認すると、当該製品の バッテリー及び周辺を焼 損する火災が発生してい た。	○当該製品のバッテリーは著しく焼損し、樹脂製外郭は上部のハンドル周辺を除き、原形をとどめておらず、底部は充電器と溶着 し、中央部は焼失してリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○電池セルはいずれも著しく焼損し、外装缶の著しい変形及び開裂のほか、封口体が外れて電極体が噴出する等、著しく損傷して 電極体の状態は確認できなかった。 ○バッテリーの制御基板及びバッテリーと本体との接続部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーに内蔵されていたリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの 焼損が著しく、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A202100532 令和3年9月30日(大阪府) 令和3年10月13日	電動アシスト自転車	HY6C37	ブリヂストンサイクル株式 会社	(火災) 駐輪場で当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生 した。	○当該製品は全体的に著しく焼損しており、バッテリー搭載部付近のアルミフレームを含めフレームの大部分が焼失していた。 ○当該製品のモーター部は、巻線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーは外郭樹脂の大部分が焼失していた。 ○バッテリーの制御基板は焼失しており、確認できなかった。 ○確認できたリチウムイオン電池セルは、連結タブは残存しておらず、全ての電池セルにさびが発生しており、開裂しているセルも多 く認められた。また、内部の電極体も損傷が著しく、詳細は確認できなかった。 ○バッテリーのコネクターに出火の痕跡は認められなかったが、配線が一部焼失していた。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったこと、及び当該製品の詳細が確認できなかったことから、製品起因が否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A202100544 令和3年10月11日(愛媛県) 令和3年10月19日	介護ベッド	P100-GB2	株式会社ブラッツ(輸入事業者)	(死亡1名) 使用者が昇降機能のある当該製品のベッドフレームの間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	○当該製品は、事故発見時に手元スイッチを操作してもサイドフレームが上がらなかったため、警察が当該製品を分解して使用者を救出した。 ○当該製品はサイドフレームが最低の高さまで下降し、使用者は頭部と左肩がフレームに挟まり、圧迫された状態であった。 ○手元スイッチのコードは、サイドフレームの下にある差込み口近くで潰れ、内部の各線は変形して被覆が剥がれて芯線が断線しており、断線部分をX線で観察した結果、芯線同士が絡み合って短絡していた。 ○サイドフレームは、手元スイッチのボタンを押している間のみ可動し、離すと停止する設計であり、全ての芯線が絡まった(短絡した)状態では動作しないが、この状態からどれか1本でもCOM(共通線)との導通が解除されると、解除になった芯線の逆の動作を開始することが確認された。 ○事業者による再組立て後の調査では、本体に破損や変形等の異常はなく、同型の手元スイッチに交換して操作したところ、当該製品が正常に動作することが確認された。 ○取扱説明書には、「ベッドの下にもぐり込んだり、手や足を入れない。」旨、記載されている。 ●使用者が何らかの理由でベッドの下にもぐり込んだ際に、手元スイッチのコードに触れたことで、断線して被覆が剥がれていた芯線先端で芯線同士が接触して異常信号が発生し、ベッドが下降して使用者が挟まれたものと推定されるが、手元スイッチのコードが断線した時期及び原因、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A202100605 令和3年10月15日(東京都) 令和3年11月12日	電動アシスト自転車	A6D61	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○当該製品に乗車して、坂を上り切ったところにある交差点を右折したところ、突然右側へ転倒したとの申出内容であった。なお、事故発生から数日後に使用者の夫が当該製品に乗車した際にハンドルがロックしたとのこと。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに若干のたががあったが破損は認められなかった。 ○サークルロックを施錠すると、ハンドルロックのインジケータは「赤／青」表示でハンドルがロックされた。次にサークルロックを開錠すると、かんぬきの摺動はゆっくりであったが最上部まで上がり、ハンドルロックのインジケータは即時に「青」表示となり、ハンドルロックは解除された。 ○ハンドルロックの内部に粉じんの付着が確認されたが、組み付けに異常は認められなかった。 ○運動ワイヤーのアウトアーに損傷、スライダー内部に粉じんの付着及びスライダーのバネが適切に組み付けられていない状態が確認された。 ○サークルロックのスライダーに摺動不全があると、スライダーと連動するインナーが十分に引き戻されず、ロックレバーが突出状態となり、ハンドルがロックする可能性があるが、スライダーの摺動不全を想定した検証試験を当該製品で実施した結果、ハンドルロックは再現されなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められなかった。 ○車輪に異物の巻き込みの痕跡は認められなかった。 ○ヘッド機構の回転にがたつきはなく円滑で、調整状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや運動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックする可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A202100651 令和1年11月8日(香川県) 令和3年11月26日	電動アシスト自転車	A4DC37	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中、右折時にバランスを崩し、転倒した。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損しておらず、ハンドルロック及びサークルロックの作動状態に異常は認められなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A202100683 令和2年12月23日(東京都) 令和3年12月9日	電動アシスト自転車	F6RB48	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、左にあるガードレールに衝突し、転倒、左足を負傷した。	○歩道を走行中にガードレールにあるボルトに左ズボンをつっかけた感覚と、ハンドルが重くなるような感覚及び異音があり、左側にあったガードレールに衝突したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックを施錠すると、ハンドルロックのインジケーターが全面「赤」になっていなかったが、ハンドルロックは施錠された。 ○サークルロックを開錠すると、かんぬきは勢いよく最上部まで上がり、インジケーターは「青」表示となり、ハンドルロックは解除された。 ○サークルロックのスライダーに摺動不全があると、スライダーと連動するインナーが十分に引き戻されず、ロックレバーが突出状態となり、ハンドルがロックする可能性があるが、スライダーの摺動不全を想定した検証試験を当該製品で実施した結果、ハンドルロックは再現されなかった。 ○ハンドルロックケースの内部に異物の介在はなかった。 ○スライダーケースに、軽微な粉塵の堆積があり、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーに損傷や屈曲は確認されなかった。 ○前輪及び後輪の回転の異常、異物の巻き込みによる損傷や、その痕跡はなかった。 ○ヘッド機構の回転は、がたつきがなく円滑で異常はなかった ●当該製品は、ガードレールのボルトがズボンに引っかかりバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A202100816 令和4年1月11日(福岡県) 令和4年1月27日	電気ストーブ	DS-910	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○事故発生時、当該製品が置かれていたリビングは無人で当該製品近傍の椅子の背もたれにポンチョと毛布が掛けてあった。 ○当該製品は、本体下部はヒーターの裏側のアルミ製反射板下部が溶けるなど、本体下側の焼損が著しかった。 ○本体ヒーターガードの右上に、繊維状の焼損物の付着が認められた。 ○電源コードは一部が焼損して断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○転倒時オフスイッチは、接点が荒れており、接点付近に熱変色が認められた。 ○ヒーター、ロータリースイッチ等その他電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「カーテン(可燃物)の近くで使用しない。」、「燃えやすいものから距離を離す。」、「使い終わったら切り替えスイッチを切にして電源プラグを抜く。」旨、記載されている。 ●当該製品は、転倒時オフスイッチの接点部で異常発熱して出火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A202100880 令和3年12月8日(鹿児島県) 令和4年2月16日	携帯電話機(スマートフォン)	iPhone SE A2296	Apple Japan合同会社(輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、液晶表示部が割れて、外郭はリチウムイオン電池セルが内蔵されている上部左側の焼損が著しかった。 ○本体外郭に打痕、傷、凹み等は認められなかった。 ○内蔵された電池セルは全体が著しく焼損していた。 ○その他の電気部品や配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A202100950 令和4年1月 ※不明(福島県) 令和4年3月14日	カイロ(使い捨て式)	JAN: 902220560837(日本生活協同組合連合会ブランド)	オカモト株式会社(日本生活協同組合連合会ブランド)	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、右肩に火傷を負った。	○購入から毎日、昼頃から18時頃まで使用しており、右肩付近に布をあて当該製品を使用していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、使用者により破棄されており、確認できず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品と同じ製造番号の保存品の温度特性、製造記録及び表示に異常は認められなかった。 ○当該製品の袋及び箱には、低温やけど防止のための注意として「うすい肌着などの上から、またはベルトなどで抑えられる状態での使用は避ける。」、「連続して同じ箇所での使用は避ける。」、「定期的に肌の状態を確認し、異常が認められる場合は、すぐに使用を中止する。」、「あつすぎると感じたときはすぐに使用を中止する。」旨、記載されている。 ●当該製品と同じ製造番号の保存品に温度特性等の異常は認められなかったが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A202100952 令和4年2月20日(香川県) 令和4年3月15日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	EZ9L45	パナソニック株式会社	(火災) 車両内に当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故発生前日に電動工具に当該製品を装着した状態で軽トラックの荷台に載せ、1時間程雨に濡らしていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭が著しく焼損していた。 ○内蔵するリチウムイオン電池セルは8個全てが残存していたが、うち1個の電池セルは正極板が欠損して内部電極体が缶体から噴出しており、また近接する3個の電池セルは外装缶体に溶融した痕跡が認められるなど著しく焼損していた。 ○制御基板上に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○電動工具に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「激しい雨の中で長時間放置、使用する等、水に濡らすことは避けてください。」旨、記載されている。 ●当該製品は、雨水の浸入により、リチウムイオン電池セルが外部短絡した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A202100984 令和4年3月4日(静岡県) 令和4年3月30日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	AirPods Pro MWP22J/A	Apple Japan 合同会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を他社製の充電器で充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、リチウムイオン電池セルを内蔵するイヤホン及びリチウムイオン電池セル2個を内蔵する充電ケースで構成される製品で、事故発生時は他社製の電磁誘導式充電器で充電されていた。 ○当該製品は、充電ケースの一部が焼損して樹脂製外郭に穴が開いていた。 ○イヤホン本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電ケース内部の基板上に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電ケース内部の電池セル2個は焼損し、1個の電池セルの内部電極が著しく焼損していた。 ○当該製品を充電していた電磁誘導式充電器に出火の痕跡は認められず、同等品を正常に充電することができた。 ●当該製品は、充電ケース内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200163と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A202200026 令和4年3月14日(茨城県) 令和4年4月11日	携帯電話機(スマートフォン)	CPH1983	オウガ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は充電も、使用もされていなかった。 ○当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが焼損し、電池セルを中心に樹脂製外郭が焼失していた。 ○電池セルは、全体的に膨張及び変形しており、セパレーター及び正極アルミ箔の大半が焼失し、負極銅箔に熱による変色が認められた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、中古品販売店から購入されたもので、バッテリーは焼損しており、純正品かどうかは確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A202200049 令和4年2月3日(東京都) 令和4年4月19日	自転車	CITYROAM9(470)(AI)	株式会社あさひ(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、車輪等がロックし、転倒、負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、坂道を下りきった交差点付近で2速から3速に変速し、左クラックを踏み込んだ際に後輪がロックして転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、前輪のスポーク及び前泥よけステーが変形しており、両者の変形箇所は合致していた。 ○スポークの変形箇所から車輪の回転方向に約25cmにわたって複数のスポークに傷が認められた。 ○左右の前ホークの内側に上下左右多方向の傷が認められた。 ○前輪及び後輪の回転に振れがあり、前ホークの上玉押し及び下玉受けに圧痕が認められた。 ○前かごの底面から左右に延びる固定金具は、右ステーが破断して破断部が車輪と接触し得る長さで残存し、左ステーはねじれていた。 ○前後の泥よけは破断しており、前泥よけは前後に分離し、後ろ側の一部が前側の下方に重なり合った状態であり、破断面は鋭利であった。後ろ泥よけは前後に分離した破断部の内部の芯材がぜい化しており、樹脂製の固定具も破断していた。 ○前後のタイヤに泥よけとの著しい接触痕は認められなかった。 ○変速動作に関連する部品を観察すると、チェーンにさびがあり、変速機を保護しているディレーラーガードに傷、内側への変形及び変速機との接触痕が認められた。 ○当該製品のペダルに強い負荷を掛けながら変速動作を確認した結果、チェーンの外れ、駆動部分のロック、急制動及び変速動作の異常は認められなかった。 ●当該製品は、走行中、前輪に異物を巻き込んでロックした又は変速不良が生じた可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A202200071 令和4年4月17日(熊本県) 令和4年5月2日	エアコン	RAS-2213D	東芝ホームアプライアンス株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社)(輸入事業者)	(火災、死亡1名、重傷1名) 建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷を負った。現場に当該製品があった。	○事故当時、当該製品は使用されていなかったとの申し出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、回収された部品は熱交換器、室外機に給電するためのコネクタ端子台と端子台に差し込まれた配線及び電源コードの一部のみであった。 ○電源コード及びコネクタ端子台に差し込まれた配線に溶融痕が認められたが、外力の加わる箇所ではないことから、2次痕と推定された。 ○制御基板、ルーバーモーターなど電気部品の確認ができなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A202200093 令和4年4月30日(北海道) 令和4年5月13日	電気ストーブ	ESHT-802	株式会社トヨミ	(火災) 店舗で当該製品を使用 中、当該製品を焼損する 火災が発生した。	○使用者によると、当該製品は約15年前に購入したものの申出内容であったが、本体表示から1985年9月製造の製品であることが判明した。 ○当該製品の電源コードは、電源プラグが改造されていたが、発熱痕、断線等の出火の痕跡は認められず、使用者によると購入以降、電源プラグを修理した覚えはないとの申出内容であった。 ○当該製品内部の電気部品及び配線類は、本体下部にある首振りモーター部及びスタンド付近の焼損が著しく認められたが、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の首振りモーター部において、首振り機構に組み込まれている金属製のロッド及びストッパー用スプリングが確認できなかった。 ○スタンド内部は、本体側に至る電源コードが断線し溶融痕が認められ、カシメ部近傍の芯線に一部ばらけたような状態が認められた。 ●当該製品は、手動首振り角度の固定部品がないために設定以上に手動首振りができるようになり、カシメ部に外力がかかって接触不良が生じた異常発熱又は長期使用(約36年)によって配線被覆が劣化したことによる配線の短絡により、出火に至ったものと考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
22	A202200101 令和4年5月1日(東京都) 令和4年5月17日	エアコン(室外機)	AU-H28FEY	シャープ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、異臭 が生じたため確認すると、当 該製品を焼損する火災が 発生していた。	○使用者は当該製品を中古で入手してから19年間経過していた。 ○当該製品の樹脂製外郭は前面、側面上部及び天面が焼損し、底面は腐食が認められた。 ○制御基板は倍電圧回路周辺が著しく焼損して一部が欠損し、電解コンデンサのマイナス端子が欠損して基板から脱落しており、近傍のタブ端子及び銅箔パターンに溶融痕が認められた。 ○圧縮機、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板上の銅箔パターン間で短絡、トラッキング現象が発生し、出火した可能性が考えられるが、制御基板の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A202200111 令和4年5月9日(茨城県) 令和4年5月20日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	ND-Q7C1C	シャープ株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、端子ボックス近傍の太陽電池セル1個が著しく焼損し、表面の強化ガラスの全面が割れており、裏面のフィルム及びバックシートが剥がれ、腐食等が認められた。 ○当該製品裏面にある3個のバイパスダイオードのうちの1個が黒く変色し、破損していた。 ○接続ケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の約1か月前から、モニターに表示される発電量が普段の半分程度になっていたとの使用者の申出内容であったが、電力会社の情報によれば、2020年7月から売電電力量がそれまでの半分以下になっていたとのこと。 ○当該製品の設計当時、太陽光発電業界ではバイパスダイオードの常時通電は想定されていなかった。 ●当該製品は、太陽電池セルが損傷した際に、バイパスダイオードが故障していたことから、発電時に、損傷した太陽電池セルがバイパスされずに通電されて焼損したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A202200125 令和4年5月2日(兵庫県) 令和4年5月24日	携帯電話機(スマートフォン)	Redmi 9T	小米技術日本株式会社 (輸入事業者)	(火災) 学校で当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者はリサイクルショップで当該製品を中古で購入し、購入して3日後事故が発生した。 ○当該製品のリチウムイオン電池セルは、中央部に電極体の密度低下、短絡による銅箔の溶融痕が認められた。 ○メイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○背面カバーは薄い樹脂製で、圧迫などの外力が電池セルに直接加わる構造であった。 ●当該製品は、バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡して出火したものと推定されるが、中古品のため前使用者の使用状況や電池セルの劣化状態が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A202200126 令和4年5月8日(埼玉県) 令和4年5月24日	リチウム電池内蔵充電器	GH-BTD100	株式会社グリーンハウス (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は焼損が著しく樹脂製外郭は焼失し、リチウムポリマー電池セル及び基板のみの状態であった。 ○電池セルは、正極アルミ箔及びセパレーターが焼失し、負極銅箔のみ残存していた。 ○基板及び事故発生時に使用されていた他社製USBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ○製品パッケージには、「落下させるなど強い衝撃を与えない、発火の原因になる。」旨、記載されている。 ○事故発生以前に、当該製品を落下させ本体の外郭ケースが外れたことがあったが、使用者自身がケースをはめ直し、継続使用していたとの申出内容であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A202200143 令和4年4月22日(千葉県) 令和4年5月30日	マルチタップ	HS-A1969W	株式会社オーム電機(輸入事業者)	(火災) 当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は台所の壁コンセントに約6年間設置されており、当該製品の左側は網棚が接触した状態で置かれていた。 ○当該製品の樹脂製外郭は、可動式栓刃の片極根本付近が溶融しており、もう片極の栓刃根元付近の樹脂製外郭に割れが認められた。 ○可動式栓刃は、片極のカシメ部のみが著しく焼損していたが、両極ともにスパーク痕及び著しい変形は認められなかった。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、栓刃可動部のカシメ部で異常発熱が生じて、焼損した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
27	A202200152 令和4年5月8日(京都府) 令和4年6月1日	草刈機	CG24EASP(AS)	日立工機株式会社(現 工機ホールディングス株 式会社)(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○使用者が当該製品を用いて自宅周辺の草刈りを行っていたところ、当該製品から出火して枯れ草に延焼した。 ○使用者は、約3年前に当該製品を知人から譲り受け、今まで数回使用したが不具合は認められなかった。 ○当該製品はエンジン部が焼損しており、樹脂部品がすべて焼損し、一部の樹脂が溶融してエンジン部に付着していた。 ○当該製品に取り付けられていたチップソーは、輸入事業者の純正品ではなく他社製で、純正品よりも直径が少し大きかった。 ○イグニッションコイル部の電気配線は、ファストン端子の先端に溶融痕らしきものが認められたが、熱したはんだごてを接触させると溶融したことから、火災熱で溶けたはんだと推定された。 ●当該製品は焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A202200164 令和4年5月29日(愛媛県) 令和4年6月8日	照明器具	ALT-2060IR(D)	朝日電器株式会社(輸入 事業者)	(火災) 商業施設で当該製品を使 用中、当該製品のACアダ プター及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○商業施設の厨房内で使用していた当該製品のACアダプター及びACアダプターに接していたほうきが焼損していた。 ○当該製品は、ACアダプターの樹脂製外郭が一部溶融しており、溶着処理した外郭の嵌合部に僅かな隙間が認められた。 ○ACアダプターの栓習と基板を接続する接続部が溶断しており、基板は、AC入力端子間が著しく焼損していた。 ○電流ヒューズに異常はなく、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、ACアダプター内部の電源端子部でトラッキング現象が生じ、異常発熱して、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A202200165 令和4年5月25日(大阪府) 令和4年6月8日	エアコン(室外機)	R22WES5(推定)	ダイキン工業株式会社 (輸入事業者)	(火災) 商業施設で当該製品を使 用中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、オプションのWi-Fiアダプターを接続することで遠隔操作機能を有し、事業者のサーバー上にエラー情報等のデータが保存されるものである。 ○当該製品は外観上、著しく焼損し、ファンカバーやファンが焼失して背面の熱交換器のフィンに穴が空き、パイプに欠損が認められた。 ○機械室内上段の制御基板は、圧縮機制御用IC(IPM)に穴空き及び放熱器に溶融が認められ、IPMのゲート制御電源を作る入力端子が焼失し、IPM内部のチップベースが複数箇所で溶融していることが確認された。 ○ファンモーター、圧縮機モーター、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の左に、2段に積まれた同型式品2台があり、一部に焼損が認められたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○サーバー上に残っていた当該製品の通信データについて事業者が解析を行った結果、消防覚知時刻に、当該製品における異常温度上昇や電流値異常のエラーは記録されていなかった。 ●当該製品は、制御基板上のIPMが著しく焼損していたが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A202200166 令和4年4月21日(東京都) 令和4年6月8日	電子レンジ	RE-S5C-W	シャープ株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められず、庫内は汚れが付着していたが焼損は認められなかった。 ○高圧トランスは、二次側コイルの外周の絶縁紙及び巻線が焼損し、巻線には断線及び溶融痕が認められた。 ○マグネトロン、冷却ファンモーター、回路基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「蒸気や水の掛かる所や火気の近くで使わない。」旨、記載されているが、当該製品の吸気口がある正面から向かって右側に、ガスこんろが置かれていた。 ●当該製品は、高圧トランスにおいて、二次側巻線の絶縁性が低下してレイヤショートが生じ、異常発熱して発煙したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A202200173 令和4年5月24日(神奈川県) 令和4年6月9日	液晶ディスプレイモニター	LCD-MF224FDB-T	株式会社アイ・オー・データ機器(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はノートパソコンに接続された状態で使用されており、近傍にはもう1台のノートパソコン及び4口延長コードが置かれていた。 ○当該製品は、著しく焼損し、樹脂製外郭及びスタンドが焼失していた。 ○本体背面にコネクターで接続されていた電源コードは、コネクター部の近傍等で断線し、断線箇所には溶融痕が認められた。 ○電源、映像処理用基板は著しく焼損し、多数の電子部品が脱落していた。 ○その他の基板類、電源プラグ、近傍にあったノートパソコン2台及び4口延長コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードが短絡して出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A202200182 令和4年6月7日(東京都) 令和4年6月13日	バッテリー(リチウムイオン、エレキモーター用)	24V-65A	スリーグラウンズ(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、川や湖用のレジャーボートに搭載した電気モーター、魚群探知機、ライト等の電源として使用するバッテリーであり、リチウムイオン電池セル84個を14並列6直列に接続して内蔵している。 ○事故発生前日、当該製品は充電できなくなっていたが、事故発生日に使用後、充電を開始したところ1時間後に出火した、との申出内容であった。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭が焼失していた。 ○電池セルのいくつかは著しく焼損し、封口体が外れたもの、電極体が飛び出して欠損しているもの、外装缶が開裂しているものが認められた。 ○制御基板、内部配線及び事故発生時の充電に使用していたACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「異常が発生した時はすぐに使用をやめる。そのまま使用すると破裂、感電及び火災の原因となる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A202200196 令和4年5月1日(熊本県) 令和4年6月17日	ヘッドライヤー	DR-RM77	マクセルイズミ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を熔融する火災が発生した。	○使用者は、保管時に電源コードを本体に巻き付けや束ねはせず、カラーボックス内で収納していたとの申し出内容であった。 ○当該製品の本体に焼損等の異常は認められなかったが、コードプロテクター出口付近で電源コードが焼損していた。 ○焼損した電源コードは片極の芯線が半断線して、もう一方の芯線は折れ曲がった状態で断線し先端には熔融痕が認められたが、断線部の芯線にねじれ等の過度な屈曲等が加えられた痕跡はなかった。 ○その他の部位に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源コードプロテクター付近に外力が繰り返し加わったため、芯線が断線し、異常発熱及びスパークが生じたものと考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
34	A202200197 令和4年6月8日(広島県) 令和4年6月17日	ライター(使い切り型)	J38	BICジャパン株式会社(輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品を使用後、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が自動車を運転中、当該製品を使用してたばこに点火した後、助手席に置いたところ、焦げ臭いにおいで気づくと助手席に火が見えたため、自動車を減速し手で消した。 ○当該製品は、喫煙に使用するため事故発生の1週間前に購入し、ふだん、ポケットに入れて携帯していた。 ○当該製品は、内部機構の燃料流出を断続させるゴム製シールと燃料流出孔との接触痕が僅かにずれていた。 ○当該型式品は、工場出荷前に全数検査が実施されており、当該製品が含まれる製造ロットの検査結果に異常は認められなかった。 ●当該製品は、燃料流出を断続させるゴム製シールと燃料流出孔との接触痕が僅かにずれていたことから、シール面と燃料流出孔との接触が不完全となったことで残火が生じた可能性が考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A202200215 令和4年6月15日(東京都) 令和4年6月23日	電気衣類乾燥機	T781-50	株式会社ツナシマ商事 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○ヒーターを囲うヒーターパネルの周辺にほこりが堆積し、焦げていたが、ヒーターの過熱防止用サーモスタットは作動していなかった。 ○ヒーター、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は17年10か月使用され、清掃状況等の情報は不明であったが、糸くずフィルター及びファン周辺にほこりが堆積していた。 ○取扱説明書には、「糸くずフィルターは回転乾燥の都度、掃除する。」、「ファンは少なくとも年に1回掃除する。」旨、記載されているが、ヒーター部は使用者による手入れができない構造であった。 ●当該製品は、ヒーター付近のほこりが焼損して発煙したものと推定されるが、ほこりが蓄積した原因が長期使用によるものか、使用方法によるものか不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
36	A202200218 令和4年6月5日(愛知県) 令和4年6月23日	エアコン	MSZ-GXV28P	三菱電機株式会社	(火災) 飲食店で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、ファンモーターが設置された背面右側が著しく焼損していた。 ○ファンモーターは、コネクタ部の電源端子、空き端子及びグラウンド端子周辺が著しく焼損し、電源端子は焼失していた。 ○ファンモーター内部の基板は、電源端子取り付け部周辺が著しく焼損し、接続端子及び銅箔パターンが焼失していた。また、近傍のグラウンドラインの銅箔パターンが焼損し、端部に溶融が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、2年前にエアコン洗浄業者により内部洗浄が行われていた。 ●当該製品は、ファンモーターの内部基板で異常発熱して出火したものと推定されるが、内部基板の焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A202200221 令和4年6月7日(不明) 令和4年6月24日	靴	JAN:454933768623 6	株式会社良品計画(輸入 事業者)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該 製品を履いて歩行中、転 倒し、左足を負傷した。	○雨天時に当該製品を履いて転倒し、負傷したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、2015年頃に購入してから事故発生日の約1年前まで使用せずに保管していた。 ○当該製品の表底の溝の深さは4.5mmで、表底中央の溝に挟まっていた複数の小石のうち最大高さは5.2mmであった。 ○当該製品は、原状を維持することを条件に貸与されたため、当該製品の材料分析及び耐滑性試験は実施できなかった。 ○当該型式品の販売開始前に「ISO 13287: Personal protective equipment-Footwear-Test method for slip resistance」を準用し、耐滑性を検査した結果、基準値を満たしていた。 ○当該型式品の本体表示には、「濡れた路面では滑ることがある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、表底の溝に石が挟まったことで滑って転倒した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
38	A202200222 令和4年5月20日(三重県) 令和4年6月24日	携帯電話機(スマートフォン)	iPhone 8 A1906	Apple Japan合同会社(輸 入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、事故発生時使用者が不在の部屋で事業者不明のモバイルバッテリー、製品名不明のリチウムイオン電池セル等とともに焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭は液晶画面が焼失、背面の飾りガラスが焼損して割れていた。 ○当該製品に内蔵されているリチウムイオン電池セルは著しく焼損していたが、内部電極はほぼ原形をとどめていた。 ○当該製品の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた他社製非純正の充電用ケーブルは、接続端子部のみが残存しており、接続部の基板は銅箔パターンの一部が焼失していた。 ○事業者不明のモバイルバッテリー、製品名不明の電池セルは著しく焼損していた。 ○当該製品は中古品販売店で3か月前に購入されたものであった。 ●当該製品は、外部からの延焼により出火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況は不明であり、当該製品の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
39	A202200223 令和4年5月28日(徳島県) 令和4年6月27日	コーヒーマーカー	EC-YM60型、EC-YM60EG型又はEC-YP60型	象印マホービン株式会社 (輸入事業者)	(火災、重傷1名) 店舗で当該製品を使用 中、建物を全焼する火災 が発生し、1名が重傷を 負った。	○当該製品にスイッチを入れて1時間半後に発煙を確認したため、使用者がシンクへ移動させようとしたが、熱くて移動させられな かったところ、爆発及びワゴンから落下して出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、回収された部品は、底板と保温板の金属部品2個のみであった。 ○連続通電状態となった場合でも、本来は、温度ヒューズが切れることで通電が停止し、出火には至らない仕様であった。 ○サーモスタート及び温度ヒューズを短絡させた連続通電試験での検証において、樹脂が溶融し、内部出火及び外部延焼に至る状 態でも、爆発や落下には至らなかった。 ●当該製品はヒーターが異常過熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因 か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202200229 令和4年5月17日(東京都) 令和4年6月28日	折りたたみ椅子	なし	株式会社大創産業(輸入 事業者)	(重傷1名) 当該製品に着座中、当該 製品が破損し、転倒、負 傷した。	○当製製品は、片側の側板の蝶番リブ取付け部が2か所とも破損していたが、変色等の劣化は認められなかった。 ○破断は天板から強い荷重が印加されたか、若しくは側面の蝶番部が外に飛び出るようにくの字となり、横倒しになるようにして横 から強い荷重が印加されたことによって生じたと推定された。 ○事故発生時に側板のツメが座面下部のツメ固定部に正しく挿入されていたか否かは特定できなかった。 ○JIS S 1203「家具―いす及びスツール―強度と耐久性の試験方法」を準用し、座面に26.5kgの座面衝撃体を任意の高さから複数 回落下させる座面の耐衝撃性試験を実施した結果、ツメを正しくセットすると高さ3cmでは3回目の落下で、高さ7cmでは1回目の落下 で椅子の左側板が破損し、ツメを固定部から外した状態では高さ14cmから10回落下させても側板は破損しなかった。 ○ツメを正しくセットした状態とツメを外した状態で天板にそれぞれ80kgの重りを乗せたところ、いずれも側板は破損しなかった。 ○先入親を抱かせていない被験者を同等品に座させたところ、初回の着座時に当該製品から異音が発生し、座面に亀裂が生じた。 ○取扱説明書には、「使用前に破損や劣化等がないか確認する。異常が認められた場合はただちに使用を中止する。」、「サイドの ツメが天板裏の溝に入るように開いてから使用する。ツメが溝に入っていない状態で使用した場合、転倒やケガにつながるおそれ がある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、座面の耐衝撃性に対する強度が不足していたことで着座時の衝撃によって側板が破損したか、着座時にバランスを 崩した際に破損した可能性も推定されるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定 には至らなかった。	
41	A202200234 令和4年6月19日(新潟県) 令和4年6月29日	温水洗浄便座	TCF960	東陶機器株式会社(現 T OTO株式会社)	(火災) 当該製品のコードから発 煙する火災が発生した。	○使用者が便座を上げ、用を足していた際に、便座コードの便座側コードプロテクター端部付近から発煙した。 ○便座コード内のヒーターにつながる黒色リード線の芯線に断線及び溶融痕が、白色リード線にスパーク痕が、それぞれ認められ た。 ○数年前から便座は暖まらない症状があり故障していたが、そのまま使用を続けており、便座暖房のスイッチも入ったままだった。 ○当該製品は製造終了から21年以上経過した製品であった。 ●当該製品は、長期使用(21年)により、便座コードのヒーターにつながる芯線が半断線したことによって異常発熱し、発煙に至った ものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
42	A202200235 令和4年5月23日(三重県) 令和4年6月29日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1830B	株式会社マキタ(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含むバッテリー3個、当該製品を充電していた充電器を含む2台、電動草刈機1台とともに焼損していた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼失していた。 ○製品内部の制御基板は焼損していたが出火の痕跡は認められず、リチウムイオン電池セルは、内部電極体が著しく焼損していた。 ○当該製品を充電していた充電器は、焼損していたが出火した痕跡は認められなかった。 ○非純正品のバッテリーを充電していた充電器は、確認できない電気部品がある等著しく焼損しており、非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルの内部電極体が噴出する等、焼損が著しかった。 ○電動草刈機に出火した痕跡は認められなかったが、草刈機に装着していた純正バッテリーは焼損が著しく、リチウムイオン電池セルが一部確認できなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により出火した可能性が考えられるが、リチウムイオン電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200236,A202200237,A202200238,A202200239と同一事故)
43	A202200236 令和4年5月23日(三重県) 令和4年6月29日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1860B	株式会社マキタ(輸入事業者)	(火災) 当該製品を草刈機に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含むバッテリー3個、充電器2台、当該製品を装着していた電動草刈機1台とともに焼損していた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼失していた。 ○製品内部の制御基板は焼損していたが出火の痕跡は認められず、リチウムイオン電池セルは一部確認できない電池セルがあり、確認できた電池セルは内部電極体が噴出する等、著しく焼損していた。 ○当該製品を装着していた草刈機に出火した痕跡は認められなかった。 ○純正品のバッテリーを充電していた充電器に出火した痕跡は認められなかったが、純正バッテリーはリチウムイオン電池セル内部電極体が著しく焼損していた。 ○非純正品のバッテリーを充電していた充電器は、確認できない電気部品がある等著しく焼損しており、非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルの封口体が外れて内部電極体が噴出している等、焼損が著しかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により出火した可能性が考えられるが、リチウムイオン電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200235,A202200237,A202200238,A202200239と同一事故)
44	A202200237 令和4年5月23日(三重県) 令和4年6月29日	充電器	DC18RC	株式会社マキタ(輸入事業者)	(火災) 当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含む2台の充電器、当該製品で充電していたバッテリーを含む3個のバッテリー、電動草刈機1台が焼損していた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼失していた。 ○制御基板は焼損が著しく、原形をとどめておらず、電気部品の大部分が脱落していた。 ○電源コードは確認できなかった。 ○当該製品で充電していた事業者不明の非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルが著しく焼損しており、一部の電池セルで封口体が外れて内部電極体が噴出していた。 ○純正品のバッテリーを充電していた充電器に出火した痕跡は認められなかったが、純正バッテリーはリチウムイオン電池セル内部電極体が著しく焼損していた。 ○電動草刈機に出火した痕跡は認められなかったが、草刈機に装着していた純正バッテリーは焼損が著しく、リチウムイオン電池セルが一部確認できなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により出火した可能性は考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202200235,A202200236,A202200238,A202200239と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
45	A202200251 令和4年4月27日(宮崎県) 令和4年7月1日	配線器具(コードリール)	NNPW-EB33R	日動工業株式会社	(火災) 工場で当該製品に延長コード等を介して電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○無人の工場内で、通電中の当該製品が焼損していた。 ○当該製品のコンセントには延長コード、除湿機の順で接続がされていた。 ○当該製品は、リール胴部の樹脂部品がほぼ焼失していたが、コードはほぼ引き出されて使用されており、コード部や電源プラグに焼損はみられず、導通や絶縁にも異常は認められなかった。 ○リール胴部に取り付けられたサーモスタットから圧着スリーブまでのコード約20cmが欠落し、確認できなかったが、それ以外の内部配線等に、溶融痕等の出火元とみられる痕跡は認められなかった。 ○コンセントの刃受け、本体に搭載された漏電遮断器及びサーモスタット等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
46	A202200255 令和4年6月27日(東京都) 令和4年7月5日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	SSI-TL55A1	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は脱衣所の壁に設置されていた。 ○当該製品の外観は、天面に変色が認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。 ○主回路基板の電解コンデンサー1個の防爆弁が作動し、電解液が噴出していた。 ○制御基板上の直流昇圧回路の電圧制御用ICの電圧読み値が、正常値の半分以下となっており、特性に異常が認められた。 ○表示基板、制御基板、リアクター、電力変換モジュール、端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書及び据付工事説明書には、「高温、多湿、ほこりの多い脱衣所等に設置しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故障したことで、電解コンデンサーに過電圧が加わり、電解コンデンサーが過熱し、内圧が上昇して防爆弁が作動し、高温の電解液が外部に噴出したものと推定されるが、電圧制御用ICが故障した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A202200259 令和4年6月28日(愛媛県) 令和4年7月5日	折りたたみ電動アシスト自転車	S26-IO-IP	株式会社THE NeO(輸入事業者)	(火災) 車内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、直射日光が当たる自動車内に乗せられており、自転車本体の電源は切っていたが、バッテリーの電源は切っておらず、バッテリーは過去に2回落下させたとの申出内容であった。 ○バッテリー内部のリチウムイオン電池セルは全体的に焼損が著しく、内部はセパレーター及び正極アルミ箔が焼失し、負極銅箔が塊状態で残存していた。 ○保護回路基板は、銅箔パターン及び装着部品に焼失が認められ、電圧検出用の接続線は過熱で断線し、接続端子は保護回路基板から脱落していた。 ○内部配線は被覆が焼失していたが、芯線に溶融痕は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○取扱説明書には、「バッテリーを閉め切った倉庫や自動車内等、高温になる場所に保管したり放置しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、バッテリーの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
48	A202200260 令和4年6月29日(東京都) 令和4年7月6日	電動キックスケーター	Elkickscooter	日本タイガー電器株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品にはナンバープレートが取り付けられており、道路運送車両法で定める電動モーターで駆動する原動機付自転車であった。 ○事故発生時、当該製品は充電されていなかった。 ○使用状況は、確認できなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A202200263 令和4年6月24日(東京都) 令和4年7月6日	電子レンジ	NE-T152	パナソニック株式会社(輸入事業者)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。	○当該製品の外観及び庫内に焼損等の異常は認められなかった。 ○制御基板上の雑音防止用フィルムコンデンサーは焼損し、内容物が飛び出していた。 ○インバーター、ファンモーター、マグネトロン等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は知人から譲渡されたもので、譲渡前の使用状況は不明であり、製造から約12年経過していた。 ●当該製品は、制御基板上の雑音防止用フィルムコンデンサーが異常発熱して焼損したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A202200267 令和3年12月5日(青森県) 令和4年7月7日	凍結防止用ヒーター(水道用)	SH-2(日本電熱株式会社ブランド)	株式会社小口製作所(日本電熱株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、今シーズンに入り事故発生2日前から融雪用ポンプの吐水口配管に巻かれた状態で使われており、昨シーズンは問題なく使用できていた。 ○当該製品はヒーターの一部が焼損していた。 ○当該製品は廃棄されており、詳細の確認ができなかった。 ○同等品において、取扱説明書に記載の方法で設置し、温度測定試験を実施したものの、温度の異常は認められなかった。 ●同等品の温度測定において温度の異常は認められなかったものの、当該製品の詳細が確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
51	A202200293 令和4年6月13日(東京都) 令和4年7月20日	タブレット端末	iPad A1822	Apple Japan合同会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品外観は、右下側面が焼損していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル2個のうち、下側の電池セルが著しく焼損しており、電極体に右下側を起点とする放射状のしわが認められた。 ○その他の電気部品、事故発生時に使用していたACアダプター及び充電ケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、使用状況等が不明なため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
52	A202200301 令和4年7月8日(千葉県) 令和4年7月21日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	JKM270PP-60-J	ジンソーラージャパン株式会社(輸入事業者)	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○木造倉庫及び車庫が全焼し、屋根に設置されていた当該製品を含む同型式品36枚、電源ケーブル等が焼損した。 ○当該製品を含む同型式品36枚、接続端子、電源ケーブル及びコネクターの大半は欠損して確認できなかった。 ○事故発生の9か月前、漏電ブレーカーが切れる不具合があったため、使用者自身が電源ケーブルの1本を他社製のものに交換した。 ○交換された他社製電源ケーブルに溶融痕が認められた。 ○使用者は電気工事に関わる資格を有していなかったが、太陽電池モジュールから他社製パワーコンディショナまでの箇所を自身で施工していた。 ○据付説明書には、「当該製品の設置作業は、メンテナンス作業を行うことができる有資格者又は専任者が行う。」旨、記載されている。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
53	A202200303 令和4年1月9日(千葉県) 令和4年7月22日	電動スケートボード	FG-SB001	株式会社FUGU INNOVATIONS JAPAN (輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○車両は著しく焼損し、車両内の荷台後部に置かれていた当該製品は、荷台後部の最も焼損が著しい場所で固着していた。 ○当該製品のACアダプターは当該製品の付近にあり、電源プラグが車両内のコンセントに差し込まれている形跡が認められた。 ○当該製品のリチウムイオン電池セルは、現場から7個回収されており、いずれも著しく焼損、破裂していた。 ○当該製品のモーター、基板等の他の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の使用頻度や使用状況については不明である。 ●当該製品は、バッテリー内のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
54	A202200309 令和4年6月8日(千葉県) 令和4年7月22日	ノートパソコン	dynabook MX/34LRD	株式会社東芝(現 Dyna book株式会社)(輸入事 業者)	(火災) 当該製品のACアダプター 及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品に接続していない状態で、コンセントには接続していた当該製品のACアダプターのDCプラグ付近から出火したとの申出 内容であった。 ○当該製品のACアダプターは、DCコードが断線し、DCプラグを含む本体側のコード約100mmが確認できなかった。 ○ACアダプター本体、ACコード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のACアダプターのDCプラグ付近から出火したものと推定されるが、当該箇所を確認できなかったことから、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A202200312 令和4年7月18日(大阪府) 令和4年7月25日	ヘアアイロン (充電式)	HS03	ダイソン株式会社(輸入事 業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○事故発生当時、コンセント付き化粧台に3口マルチタップが接続されており、マルチタップに当該製品、ヘアドライヤー及び充電式 美顔器が接続されていた。 ○当該製品は、事故発生の1か月前から使用されておらず、電源コードをACアダプター本体に巻き付けた状態であった。 ○当該製品のACアダプターと充電台に出火の痕跡は認められず、本体の基板にも顕著な異常は認められなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル4個の焼損は著しく、3個は封口部が外れて電極体が焼損し、1個は確認できなかった。 ○当該製品の周辺にあったヘアドライヤーに出火の痕跡は認められなかったが、美顔器の焼損は著しく、美顔器に内蔵の電池セル が確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、電池セルの焼損は著しく、外部か らの延焼の可能性も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202200317 令和4年7月18日(茨城県) 令和4年7月26日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	LSP-S004L(JP)	LS産電Japan株式会社 (現 LS ELECTRIC Japan 株式会社)(輸入事業者)	(火災) 当該製品から発煙する火 災が発生した。	○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかったが、天面の通気口にすずが付着していた。 ○電源基板は、フィルムコンデンサー及び電解コンデンサーが焼損し、周辺の基材が著しく焼損しており、銅箔パターンの一部が焼 失していた。 ○電源基板上のその他の電子部品及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「高温、多湿、ほこりの多い脱衣所等に設置しない。」旨、記載されているが、当該製品は浴室に隣接した脱衣 所の壁面上部に設置されていた。 ●当該製品は、電源基板上のフィルムコンデンサー付近から出火したものと推定されるが、当該箇所の焼損が著しく、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
57	A202200333 令和4年5月2日(神奈川県) 令和4年8月3日	布団乾燥機	FK-C3	アイリスオーヤマ株式会社(輸入事業者)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部材は焼失していた。 ○電源基板、操作基板、ヒーター部及び内部配線は確認できなかった。 ○ファンモーター、電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故現場には当該製品以外の電気製品があったが、焼損が著しく、詳細は不明であった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
58	A202200334 令和4年7月14日(兵庫県) 令和4年8月3日	配線器具(スイッチ)	WN5061	松下電工株式会社又は パナソニック電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 学校で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は両端に2個ずつ電線差し込み穴があるスイッチであり、事故現場では当該製品を含む2個のスイッチが焼損していた。 ○当該製品ともう1個のスイッチはそれぞれ片側2個の電線差し込み穴付近が著しく焼損していた。 ○スイッチ間を接続していた送り配線は焼損しており、先端から被覆までの長さはストリップゲージの長さより3mm以上短かった。 ○確認できた錠ばねに溶融、変形等の出火の痕跡は認められなかったが、焼損した部位の錠ばねが1個確認できなかった。 ○可動接点及び固定接点に著しい荒れは認められなかった。 ○当該製品の焼損部位反対側の電線差し込み部分を確認したところ、電線が奥まで差し込まれていない箇所があった。 ●当該製品は、電線接続部で異常発熱しており、接触不良で焼損したものと推定されるが、接続部の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
59	A202200349 令和4年7月21日(愛知県) 令和4年8月9日	延長コード	TAP-E26E5	サンワサプライ株式会社(輸入事業者)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のマルチタップを入れていた収納箱周辺から出火しており、収納箱にはモデム、ACアダプターが収納されていた。 ○当該製品は6口のマルチタップ部が焼損し、先端側の樹脂製外郭が焼失していた。 ○マルチタップの先端側に取り付けられた雑音防止用コンデンサーはリード線を残して本体部は焼失していた。 ○マルチタップの刃受け金具及びスイッチ接点に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○マルチタップに接続されていたモデム等の電源コードは途中で切断されており、確認できた栓刃及びコードに出火の痕跡は認められなかったが、ACアダプター、モデムは事故現場から回収されず確認ができなかった。 ●当該製品の残存した部品に出火の痕跡は認められず、製品外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
60	A202200350 令和4年7月14日(大阪府) 令和4年8月9日	介護ベッド	KQ-82330	パラマウントベッド株式会社	(重傷1名) 施設で介助者が使用者を 車いすから当該製品へ移 乗中、当該製品の脚部が 外れベースフレームが介 助者に落下し、左足指を 負傷した。	○施設で介助者が使用者を車いすから当該製品へ移乗しようと右膝をベッドに乗せたところ、当該製品の脚座が外れベースフレームが介助者に落下し、左足指を負傷した。 ○当該製品は、脚座とベースフレームを固定する部品であるブッシュリベットが外れており、発見されていない。 ○当該製品は、ブッシュリベットが外れていた以外に異常な点は見られず、ブッシュリベットを取り付け、継続して使用している。 ○当該製品の組み立て、点検の記録は確認できなかった。 ○当該製品のブッシュリベットを取り付けていた痕跡の有無は確認できなかった。 ○ブッシュリベットの取り付けについては、取り付け部が当該製品と同等の構造をもつベッドを用いて、荷重試験、衝撃試験及び脱落試験で強度を評価しており、いずれの試験でもブッシュリベットの緩み、破損は認められなかった。 ●当該製品は、事故発生時にブッシュリベットが取り付けられていない状態であったために脚座が外れ、ベースフレームが落下したと推定されるが、ブッシュリベットが回収されておらず、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
61	A202200355 令和4年1月14日(北海道) 令和4年8月9日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	DGH-186	SIS株式会社(輸入事業者)	(火災) 飲食店で当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生 した。	○閉店し無人状態となった店内を焼損する火災が発生し、当該製品及び周囲の樹脂製品が溶融、焼損していた。 ○当該製品の外観は全体的に焼損が著しく、金属製外郭天板及び前面の扉が外れ樹脂製部品が溶融、焼失しており、ヒーター、ファンモーター等の電気部品は状態が確認できなかった。 ○電源プラグに異常は認められなかったが、電源スイッチは溶融して原形をとどめておらず、作動状態は確認できなかった。 ●当該製品は、周囲の可燃物が長時間過熱され出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
62	A202200358 令和4年5月2日(兵庫県) 令和4年8月10日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-073	ティ・アール・エイ株式会 社(輸入事業者)	(火災) 飲食店で当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生 した。	○当該製品に何も接続していない状態で鞆に入れていたところ、発煙、出火した。 ○外郭樹脂は著しく焼損して原形をとどめておらず、落下、衝撃等の痕跡の有無は確認できなかった。 ○2個のリチウムポリマー電池セルは、いずれも著しく焼損しており、電極体の正極側は確認できなかった。 ○制御基板の部品装着面及び銅箔パターン面ともに全体的に焼損していたが、基材に穴空きや欠損は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵リチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A202200363 令和4年7月31日(茨城県) 令和4年8月12日	エアコン	RAS-251NTD	株式会社東芝(現 東芝ライフスタイル株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、草刈りのために空き家となった自宅を事故発生日朝から訪れていたが、当日に当該製品は使用しておらず、冷蔵庫用ブレーカー以外は全て切って帰ったとの申出内容であった。 ○当該製品は著しく焼損しており、樹脂製部材は焼失していた。 ○制御基板及び端子台に出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター及び内外連絡線は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A202200367 令和4年7月27日(東京都) 令和4年8月12日	電子レンジ	IMB-T172-5	アイリスオーヤマ株式会社(輸入事業者)	(火災) 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、外観に焼損はなく、庫内にすす及び油脂等が付着し汚損していた。 ○当該製品の内部は、高圧トランス、マグネトロン等の電気部品に焼損はなかったが、タイマーケース内部のタイマー接点付近にすすの付着が認められた。 ○タイマー接点に荒れが認められたが、固着した形跡は認められなかった。 ○当該製品に同等品タイマーを接続した動作試験、当該製品タイマーを戻した動作試験を実施したところ、いずれも正常に動作し消費電力に異常は認められなかった。 ●当該製品は、加熱状態が続いたため庫内の汚れが過加熱により発煙、発火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A202200371 令和4年8月3日(東京都) 令和4年8月16日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-112	ティ・アール・エイ株式会社(輸入事業者)	(火災) 電車内で当該製品をリュックサックに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生日、使用者は満充電状態であった当該製品を持って外出しており、事故発生時には当該製品で充電を行っていなかった、との申出内容であった。 ○当該製品は中古品として入手したものであったが、入手時期及び入手前の使用状況については確認できなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
66	A202200381 令和4年7月19日(栃木県) 令和4年8月18日	エンジン溶接機	GAW-180ES	デンヨー株式会社	(火災) 倉庫で当該製品を使用 中、異音がしたため確認 すると、当該製品を焼損 する火災が発生してい た。	○当該製品は溶接業者である使用者が中古品として3～4年前に購入しており、オイル点検以外の整備は行われていなかった。 ○事故発生時、使用者は依頼を受けて当該製品でコンテナ補強の作業を行っていた。 ○外観は、中間部から下部にかけて焼損していたが、上部は塗装や表示シール等が残存していた。 ○内部は燃料タンク下部のキャブレター周辺が著しく焼損し、ゴム製燃料パイプは焼失していたが、キャブレター及び近傍の電気部 品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「使用頻度にかかわらず燃料パイプは2年で交換する。劣化していたら、即交換する。」旨、記載されているが、 交換されていなかった。 ●当該製品はキャブレター周辺が著しく焼損していたことから、キャブレターに接続されたゴム製燃料パイプから漏れた燃料に引火 し出火に至ったものと推定されるが、燃料パイプが焼失していたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
67	A202200383 令和3年12月31日(大阪府) 令和4年8月19日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	PTZ-DCS092(コー ナン商事株式会社 ブランド)	株式会社山善(コーナ ン商事株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品本体は著しく変形、焼損し、台座、電源スイッチ、転倒時オフスイッチ等の樹脂製の部品が焼失して確認できなかった。 ○前面ガードは著しく変形していたが、付着物は認められなかった。 ○電源コードは被覆の大部分が焼失して本体内部に位置する部分で断線していたが、断線部に熔融痕等の痕跡は認められなかつ た。 ○事故発生時の当該製品の使用状況は、使用していたか否かを含め、不明であった。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らな かった。	
68	A202200393 令和3年2月20日(福島県) 令和4年8月23日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	PVM-820206	株式会社日本産業(輸入 事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品を含む同型式2枚の太陽電池モジュールの焼損が著しく、モジュール下の野地板と野地板上に堆積していた樹木の葉が 焼損していた。 ○焼損の著しいモジュール2枚は、表面のガラスが破損して一部の太陽電池セルが脱落していた。 ○焼損の著しい2枚のモジュールのうち1枚で、端子ボックスが焼損しており、接続金具の一部が接続ケーブルにつながった状態で 脱落していたが、端子ボックスの詳細な確認ができなかった。 ○接続ケーブルが焼損して断線しており、断線部に熔融痕が認められたが、断線箇所がどの位置かを特定することができなかつ た。 ●当該製品は、端子ボックスが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことか ら、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
69	A202200394 令和4年7月2日(静岡県) 令和4年8月23日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	PVM-120205	株式会社日本産業(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損しており、大部分の太陽電池セルが脱落していたが、端子ボックスは残存していた。 ○端子ボックスに出火した痕跡は認められなかったが、内部のバイパス回路のダイオード3個のうち1個は片側のリード端子が端子接続金具のはんだ付け部から外れて焼損しており、端子接続金具に一部溶融した痕跡が認められた。 ○リード端子が外れたダイオードは短絡故障していた。 ○残存していた太陽電池セルの配線回路のうち、短絡していたダイオードにつながる配線回路の断線部に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、太陽電池セルに異常が生じた際、バイパスダイオードのリード端子が外れていたため、バイパスされなかったことから、異常が生じた電池セルが発電時に通電されて焼損したものと推定されるが、リード端子が外れた経緯が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
70	A202200395 令和2年5月8日(岐阜県) 令和4年8月23日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	PVM-600200	株式会社日本産業(輸入事業者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含む同型式2枚の太陽電池モジュールが著しく焼損していた。 ○焼損の著しい2枚のモジュールは、表面のガラスが割れ、太陽電池セルの一部が脱落して確認ができなかったが、端子ボックスに出火した痕跡は認められなかった。 ○焼損の著しい2枚のモジュールのうち1枚は、端子ボックスにつながる接続ケーブルが端子ボックスから14cmの中間部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、接続ケーブルが断線、スパークして出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
71	A202200400 令和4年4月7日(岡山県) 令和4年8月25日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	PVM-412150	株式会社日本産業(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含む同型式2枚の太陽電池モジュールの焼損が著しく、モジュール下の防水シート及び野地板が焼損していた。 ○焼損が著しいモジュール2枚は、表面のガラスが割れ、太陽電池セルの一部及び背面の端子ボックスが焼損して脱落しており、2本あるバックレールの片側が外れていた。 ○焼損していなかったモジュールの端子ボックス内で接続ケーブルにつながる接続金具と太陽電池セルにつながるタブ配線との接続部に溶融が認められた。 ○焼損付近の接続ケーブルは、焼損が著しく詳細は確認できなかったが、焼損箇所とは別の箇所で、バックレールに接続ケーブルが挟まれた痕跡が認められた。 ○太陽光発電システムの出力電圧は、施工事業者による遠隔監視がされており、焼損した当該製品の系統を含めた3系統の出力電圧は、約4年前から低下し続けていたが、マニュアルに定めてある保守点検は実施されていなかった。 ●当該製品はケーブルの挟み込みにより異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
72	A202200410 令和4年8月18日(千葉県) 令和4年8月29日	電気式浴室換気乾燥暖房機	BS-131H	マックス株式会社	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は本体が著しく焼損し、樹脂製フロントパネルは焼失していた。 ○3本のPTCヒーターのうち1本はPTC素子が破損し、端子部が溶断していたほか、ヒートシンクに白色の付着物が認められた。 ○他の2本のPTCヒーターに出火の痕跡は認められなかったが、いずれのヒートシンクにも白色の付着物が認められた。 ○白色の付着物の周辺からは塩素、ナトリウム、カリウム等の元素が検出された。 ○内部配線、ファンモーター、電源基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者はフィルターの清掃を3か月くらい前に実施したが、当該製品の日頃の手入れの方法等に関する情報は得られなかった。 ○取扱説明書には、「当該製品及びびりモコンに直接水、お湯、かび取り剤等を掛けない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、PTCヒーターの内部に洗浄剤の成分を含む結露水等が浸入してヒートシンク内部に腐食生成物が堆積したため、ヒーターの内部でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
73	A202200429 令和4年8月21日(神奈川県) 令和4年9月2日	蛍光ランプ	EFD15EL/12-C6	NECライティング株式会社(現 株式会社ホテルクスが事業承継)(輸入事業者)	(火災) 当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は断熱材施工の照明器具に取りつけられていた。 ○当該製品は、蛍光管と樹脂製外郭が接合する部位の樹脂製外郭に炭化が認められた。 ○外郭が炭化した部位の蛍光管では、電子放射物質であるエミッターが枯渇してフィラメントが切れ、ステムガラスが膨張、溶融していた。 ○インバーター回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の個装箱の注意表示には、「断熱材施工器具には使用できない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、蛍光管の電極部が異常発熱して近傍の樹脂製外郭が焼損したものと推定されるが、断熱材施工の照明器具に使用されていたことが事故発生に影響した可能性も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
74	A202200434 令和4年7月15日(青森県) 令和4年9月5日	プラズマテレビ	TH-50PX500	松下電器産業株式会社(現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社)	(火災) 店舗の休憩室で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、ACインレット付近が焼損していたが、その他に異常は認められなかった。 ○電源コードコネクタ及びACインレットの焼損は著しく、接続部端子に溶融痕が認められた。 ○基板等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、下向きのACインレットに電源コードコネクタを上向きで差し込み、固定用バンドで固定する構造であったが、設置状況の詳細は不明であった。 ○当該製品設置後は、移動及び電源コード等の配線を外したことはないとの申出内容であった。 ●当該製品のACインレットと電源コードコネクタの接続が緩くなり、接触不良により発熱・発火に至ったものと推定するが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
75	A202200437 令和4年6月21日(茨城県) 令和4年9月5日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	TPV-PCS0400B (株式会社東芝ブランド)	オムロン株式会社(現 オムロンソーシアルソリューションズ株式会社)(株式会社東芝ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、外観上右下側のケーブル引き込み部付近の焼損が著しかった。 ○当該製品内部は、ACフィルター基板及び端子台の焼損が著しかった。 ○端子台は、ケーブル先端に取り付けられていた圧着端子や、圧着端子がねじで締結されていた端子台側の金具は残っていなかった。 ○ACフィルター基板は、端子台の焼失箇所から上方の箇所の銅箔パターンが焼失していた。 ○DCフィルター基板は焼損しているものの、基板の欠損等、出火の痕跡は認められなかった。 ○その他、基板、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○ACフィルター基板の裏側から複数の小動物(ゴキブリ)の死骸が確認された。 ○当該製品に配線を引き込むための壁の隠ぺい穴は、施工方法を記載した電気工事説明書にてパテ埋め作業が指示されていたが、当該製品が取り付けられていた壁の隠ぺい穴はパテ埋めされていなかった。 ●当該製品は、ACフィルター基板及び端子台上でトラッキング現象が発生して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
76	A202200442 令和3年9月19日(千葉県) 令和4年9月7日	電気掃除機(自走式)	SY-111	ソウイジャパン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、充電スタンドに接続された状態で焼損していた。 ○当該製品及び充電スタンドは樹脂製外郭の上面及び側面が著しく焼損し、内部の基板が露出していた。 ○リチウムイオン電池セル4個のうち1個は、正極端子が外れ著しく焼損していた。 ○基板、モーター等の電気部品は確認できなかった。 ○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況は確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、基板、モーター等の内部の電気部品を確認できず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
77	A202200451 令和4年7月28日(三重県) 令和4年9月9日	充電器	DC18SD	株式会社マキタ(輸入事業者)	(火災) 倉庫で当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製外郭が焼失していた。 ○電源コードは、コードの被覆が焼失して断線していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○基板は、確認ができない箇所がある等焼損が著しかったが、確認できた基板に溶融痕等の出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品で充電していた他社製バッテリーは、リチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。 ●当該製品で充電をしていた他社製バッテリーから出火した可能性が考えられるが、当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
78	A202200457 令和4年8月27日(千葉県) 令和4年9月13日	電気式浴室換気乾燥暖房機	FY-14UF3CP	パナソニック エコシステム ズ株式会社(輸入事業者)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故発生時、当該製品は換気運転中であつた。 ○当該製品は全体が焼損し、浴室の天井から落下した状態であり、樹脂製外郭は焼失していた。 ○電源基板は大半が焼失し、電源入力用タブ端子に溶融痕が認められた。 ○ヒーター、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の屋内配線の施工状況等は確認できなかった。 ●当該製品は全体が焼損し、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A202200460 令和3年11月15日(神奈川県) 令和4年9月13日	電気フライヤー	CFE-A100	タイガー魔法瓶株式会社	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品に入れた油から出火する火災が発生し、当該製品を焼損し、周辺を溶融した。	○当該製品は店舗で使用されており、事故発生時、使用者が調理をするために、当該製品に油900mlを入れ、蓋を閉めた状態で約40分間放置していたところ、油が発火した。 ○事故発生後に当該製品を動作させた結果、蓋を開けた状態では油温は210℃、蓋を閉めた状態では油温は246℃まで上昇したが、いずれも油の発火には至らず、サーモスタットによる温度制御は正常に動作していた。 ○サーモスタットの詳細は確認できなかった。 ●当該製品は、何らかの理由により油温が上昇したことによって、油が発火したものと推定されるが、当該製品の詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
80	A202200473 令和4年9月6日(東京都) 令和4年9月16日	サーキュレーター	PCF-BD15T-A	アイリスオーヤマ株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。	○当該製品は、電源コードの引き込み部がある樹脂製外郭の中央部が焼損し、穴空きが生じていた。 ○電源コードは、底面内側の樹脂製フック固定部付近で断線及び溶融痕が認められ、断線箇所は正常に固定されていれば屈曲等の力が加わらない箇所であったが、焼損が著しく、固定状況は確認できなかった。 ○電源コード断線箇所をカバーする裏蓋は外れており、定位置よりずれた場所で底面に溶着していたが、裏蓋内側に焼損は認められなかった。 ○裏蓋を底面に固定するためのねじは確認できなかった。 ○基板類、首振りモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードが本体内部の固定部付近で断線してスパークが発生し、断線箇所周辺を焼損したものと推定されるが、断線箇所周辺の焼損が著しく、詳細な使用状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
81	A202200481 令和4年8月24日(福岡県) 令和4年9月21日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	不明(※型式の特定ができない)	株式会社マキタ(輸入事業者)	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を含むバッテリー5個を充電していない状態でケース内に保管していたところ、火災が発生した。 ○バッテリーの焼損は著しく、外郭ケースは5個ともに焼失し、一部の電池セルには正極側の開裂や電極体の噴出等が認められた。 ○制御基板及び電池セルの一部は回収されず、確認できなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
82	A202200483 令和4年9月12日(東京都) 令和4年9月21日	コンセント	H1238	神保電器株式会社	(火災) 事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、3本の屋内配線のうち、2本の配線の電線差込口を中心に樹脂製外郭が焼損していた。 ○外郭が焼損した屋内配線2本の端子部は、焼損していなかった配線と比較して、配線を固定するねじ端子部が緩んでいた。 ○焼損した屋内配線2本は絶縁被覆が焼損し、うち1本は接続端子部から脱落しており、端子部近傍で著しい線径の減少及び表面の荒れが認められた。 ○当該製品は、製造後約18年が経過しており、施工事業者の名称等の詳細についても不明で、施工説明書も確認できなかった。 ●当該製品は、屋内配線芯線の固定に緩みが生じたため、接触不良が生じて通電中に異常発熱し、焼損したものと推定されるが、施工状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
83	A202200486 令和4年9月10日(愛知県) 令和4年9月21日	ライター(使い切り型)	J23	BICジャパン株式会社(輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、上部の点火レバーの樹脂製ボタン付近が焼損し、金属製の風防、ノズル、やすり及び点火レバーが確認できなかった。 ○ノズル取付部近くの隙間に割れたガラスが入り込んでいたが、確認時は点火レバーの動きを阻害する状態ではなかった。 ○当該型式品は、工場出荷前に全数検査が実施されており、当該製品が含まれる製造ロットの検査結果に異常は認められなかった。 ●当該製品は、ノズル近くの隙間にガラスが入り込んだため、点火後に点火レバーが完全に戻らなくなり、残火が生じて火災に至った可能性が考えられるが、確認時にはガラスが点火レバーの動きを阻害することはなく、また、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
84	A202200487 令和4年7月25日(北海道) 令和4年9月21日	包丁	000AK5210	貝印株式会社	(重傷1名) 当該製品を収納しようとしたところ、当該製品の柄から刃体が落下し、右足を負傷した。	○購入4日後に当該製品の刃が柄から抜けて落下し、あぐらをかいて座っていた使用者の右下腿部に接触して切創を負った。 ○当該製品は、使用者が抜けた刃を柄に差し込んで復元したため、事故発生時の状態が維持されていなかった。 ○当該製品は、刃の中央部に著しい刃こぼれが認められた。 ○X線透視で刃と柄の取付け状態を確認したところ、柄への刃の差し込みは当該製品が同等品に比べて1.8mm少なかった。 ○柄から刃を引き抜く力は、当該製品が143.5Nであり、同等品(200N以上)よりも小さかった。 ○刃及び柄の寸法を測定したところ、差異は認められなかった。 ○同等品の刃を柄から外し、中子を柄の元の位置まで差し込んで、引き抜き荷重を220N加えたが刃は外れなかった。また、当該製品の中子を同等品の柄に差し込んで引き抜くと208Nで刃は外れたが、事業者の規格値(200N)以上は満たしていた。 ○包丁の刃を下向きにした時に刃が脱落する時の、柄への中子差し込み寸法は当該製品が55mmで同等品は39mmであり、当該製品の方が抜けやすかったが、当該製品は使用者が抜けた刃を自分で差し込んでいるため、その過程で柄の嵌合部が広がった可能性もあると考えられた。 ○取扱説明書には、「口金が緩んだときは柄を湿らす。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、同等品に比べて刃が柄から抜けやすくなっていると推定されるが、事故発生以前に刃へ過大な負荷が掛かった可能性があること、事故発生後に使用者が抜けた刃を柄に差し込んでいるため事故発生時の状態が維持されていないこと、及び事故発生時の詳細な状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
85	A202200495 令和4年9月10日(大阪府) 令和4年9月22日	エアコン	MSZ-GXV28P	三菱電機株式会社	(火災) 工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品はほとんどが焼失していた。 ○ファンモーターは全体的にすずが付着し、軸の固着は認められなかったものの、コネクター接続部が焼損して、6本ある端子のうち電源線である1本が焼失していた。 ○コネクター接続部の樹脂は炭化しており、導電性が認められた。 ○ファンモーターについて成分分析等の詳細な調査はできなかった。 ○電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○端子台、制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○現場である作業場には大型設備が設置され、大型設備保護のために当該製品は24時間運転しており、作業場の隣の部屋は滅菌室で重曹等が置かれていた。 ●当該製品は、ファンモーターコネクター部から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な調査ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
86	A202200497 令和4年8月11日(岐阜県) 令和4年9月22日	電気冷凍庫	TBCF-140-RH	株式会社テンポスバスターズ(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、直接雨が当たらないように屋根代わりとなるバルコニー下の駐車場で食材を冷凍するために使用されていた。 ○当該製品は、前面が著しく焼損していたが、庫内の食材は焼損していなかった。 ○機械室が焼損し、内部配線が複数箇所断線して、断線部に溶融痕が認められた。 ○内部配線を接続する圧着端子が確認できなかった。 ○電源コードは、機械室内で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、二次側の内部配線に溶融痕が認められることから二次痕と考えられた。 ○コンプレッサー、始動リレー、オーバーロードリレー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「屋外で使用しないで下さい。発火の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内部配線に溶融痕が認められたが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
87	A202200501 令和4年8月29日(千葉県) 令和4年9月27日	リチウム電池内蔵充電器	A1261	アンカー・ジャパン株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、異音 がしたため確認すると、当 該製品及び周辺を焼損す る火災が発生していた。	○当該製品は樹脂製外郭が著しく焼損し、内蔵のリチウムポリマー電池セルが飛び出していた。 ○電池セルの焼損は著しく、内部の正極アルミ箔及びセパレーターが焼失し、負極銅箔には破断及び一部に穴空きが認められた。 ○基板及び事故発生時充電に使用していたACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品を日常的に、かばんに入れて持ち歩き使用していた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品 起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
88	A202200504 令和4年2月3日(岡山県) 令和4年9月27日	携帯電話機	701KG(ソフトバンク 株式会社ブランド 又はソフトバンク株 式会社ワイモバイ ルブランド)	京セラ株式会社(ソフトバ ンク株式会社ブランド又は ソフトバンク株式会社ワイ モバイルブランド)	(火災) 当該製品を焼損する火災 が発生した。	○使用者が倉庫での作業を終え、倉庫の机で当該製品を充電した状態で事務所へ戻ったところ、当該製品を充電していた机付近を 焼損していた。 ○当該製品は、事故発生前から破損があり、バッテリーが膨張していたとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、ディスプレイ側のインサートプレート、メイン基板、キー基板及び粉々になった一部部品が確認できた が、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のバッテリーは現場から回収されず、確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
89	A202200541 令和4年9月18日(岐阜県) 令和4年10月12日	リチウム電池内蔵充電器	UMA-BAT02	ハンファQセルズジャパン 株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼損して内部のリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○制御基板は焼損していたが、実装部品や銅箔パターンに熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。また、出力ケーブルはほと んど焼損していなかった。 ○電池セルの焼損は著しく、アルミラミネートフィルム外装は残存していたが、内部電極体の正極は大部分が焼失していた。 ○同等品を充電した結果、電池セルの充電終止電圧は、電池セルの仕様を満足していた。 ○同等品の電池セルの内部電極体は、上下で電極の重なりに差が認められた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のた め、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
90	A202200649 令和4年7月22日(愛知県) 令和4年11月25日	電気洗濯乾燥機	ES-T5E6-KW	シャープ株式会社(輸入 事業者)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、庭に設置した小屋に設置されており、他社製(事業者不明)の2槽式洗濯機及び電気冷蔵庫とともに焼損していた。 ○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが使用されていなかった。 ○当該製品は、焼損が著しく樹脂製外郭が焼失し、金属製外郭が大きく変形していた。 ○底部に脱落していた内部配線は、断線部に溶融痕が認められた。 ○洗濯槽底部から回収されたPTCヒーターの接続端子と考えられる配線カシメ部分の一部が溶融して欠損が認められた。 ○モーター、排水モーター、給水弁は、脱落して焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、PTCヒーター、乾燥ファンモーター、運転用コンデンサー、電源コード等、その他の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品は、PTCヒーターの接続端子で接触不良が生じて異常発熱した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	